

別紙 1

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、ねんりんピック岐阜2025の招待者、式典出演者、ボランティア等大会参加者に支給する弁当を弁当調製業者と調整の上、調達等する業務である。</p> <p>招待者等の弁当は、大会期間中に提供される選手団向けの大会オリジナルの弁当と同一のものを、出演者や大会ボランティア等の弁当は廉価なものとした上で、それぞれの調整に加え、総合開・閉会式会場等への搬入、仕分け、空き容器の回収を包括的に実施することが最も合理的である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>選手団弁当については、令和6年2月19日に締結した「ねんりんピック岐阜2025宿泊・弁当・観光業務委託協定書」に基づき、ねんりんピック岐阜2025宿泊等業務受託共同企業体がメニュー企画・調製等を実施することとなっており、当該企業体以外は提供できない。</p> <p>出演者やボランティア、スタッフ等の弁当については、できる限り直前まで数量等の変更が可能であり、かつ、発注数の変更に連動した速やかな配送先の変更や配送先ごとの仕分けが不可欠である。</p> <p>また、天候不順によるリハーサル開催日が変更となった際には、速やかな製造日の変更調整等が不可欠であり、大会開催期間中の荒天時対応の際には数の調整のみではなく、人員の配置先変更に沿った配送先の変更や仕分けが必須となる。</p> <p>当該企業体は、複数の弁当製造業者等と連携し弁当の製造及び配達体制を構築していることから、製造予定日の概ね3日前までの発注数量等の変更に対応した製造数量及び配送先の変更が一括して調整可能である。さらに、総合開会式の荒天時対応を想定し、会場変更に伴う選手団弁当の配送先や配達仕分けの体制を整えている。</p> <p>よって、食品ロス防止の観点から直前までできる限り調整が可能であり、かつ、天候不順による発注内容の変更等にも一括して対応が可能であることから、当該企業体との契約をすることが妥当であると判断する。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。